

(比較表) 海外の消費者法制度に係る種々の手法の組合せに関する調査・分析報告書

	米国		ドイツ	英国	オーストラリア	フィリピン	EU	ASEAN	日本
	連邦	カリフォルニア州							
1. 当局									
(1) 国・連邦レベル	・連邦取引委員会（FTC）消費者保護局（Bureau of Consumer Protection） ・消費者金融保護局（CFPB）		・連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省（BMUV） ・連邦司法庁（BMJ） ・連邦ネットワーク庁（BNetzA） ・連邦カルテル庁（BKartA） ・連邦データ保護機関（BfDI） ・連邦警察（Bundespolizei） ・ドイツ税関（Zoll） ・連邦金融監督庁（BaFin）	・競争・市場庁（CMA） ・CMAの他、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（DBT）、取引基準局、全国取引基準局等も消費者保護と関連あり	・豪州競争・消費者委員会（ACCC） ・豪州エネルギー規制局（AER） ・豪州証券投資委員会（ASIC）	貿易産業省、公正取引グループ及び消費者保護・擁護局： ・貿易産業省（DTI）のうち公正取引グループ（FTG）が消費者を保護する法律の施行等を担当し ・FTGのうち消費者保護・擁護局（CPAB）が政策決定機関として機能し、貿易及び消費者保護法の推進と啓発を担当	欧州委員会司法・消費者総局（DG JUST）	ASEAN消費者保護委員会（ACCP）	消費者庁
(2) 地方公共団体（州・市・自治体）レベル			・カリフォルニア州司法長官事務所（OAG）消費者保護部（Consumer Protection Section） ・カリフォルニア州消費者問題局（DCA） ・カリフォルニア州金融保護・革新局（DFPI） ・公共事業委員会（CPUC） ・保険局（Department of Insurance）	・各州の消費者保護担当省庁・消費者保護機関 例：バーデンヴュルテンベルク州・食料農村地域消費者保護省（※ドイツの州は日本における「地方公共団体」には該当しない。） ・各州内の地方自治体	調査期間中に確認できなかった。	・ニューサウスウェールズ州公正取引局 ・ビクトリア州消費者保護局 ・クイーンズランド州公正取引局 ・南オーストラリア州消費者・事業者サービス局 ・西オーストラリア州 鉱山、産業規制及び安全省消費者保護部 ・タスマニア州消費者、建築及び職業サービス ・北部準州消費者保護局 ・アクセス・キャンベラ	国内に合計16のDTI地域事務所あり		
2. ハードロー									
(1) 概要	・連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act） ・安全ウェブ法（U.S. Safe Web Act） ・消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act） ・信用取引規則（Credit Practices Rule） ・テレマーケティング及び消費者詐欺・濫用防止法（Telemarketing and Consumer Fraud and Abuse Prevention Act） ・ドッド・フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act） ・INFORM消費者法（INFORM (Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces) Consumers Act）	・消費者法律救済法（CLRA） ・不正競争防止法（UCL） ・虚偽広告法（FAL） ・カリフォルニア消費者プライバシー法（CCPA） ・カリフォルニアプライバシー権法（CPRA） ・自動車販売金融法（Automobile Sales Finance Act） ・信用報告機関法（Consumer Credit Reporting Agencies Act） ・債権回収法（Rosenthal Fair Debt Collection Practices Act） ・自動更新法（Automatic Renewal Law） ・AB5法（Assembly Bill 5） ・プロポジション22（Proposition 22）など	【国・連邦レベル】 国内法（連邦法）、EU法の双方で消費者の権利保護枠組みを構築。 ・民法（BGB） ・消費者権利保護法（VDuG） ・不正競争防止法（UWG） ・電力およびガス供給に関する法律（EnWG） ・EUデジタルサービス法パッケージの国内適用 ・消費者保護協力規則施行法（EU-VSchDG） 【州・地方公共団体（市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	【国・連邦レベル】 ・デジタル市場、競争及び消費者法（DMCCA） ・デジタル市場競争制度 ・2008年不正取引からの消費者保護規則 ・2015年消費者権利法 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	【国・連邦レベル】 ・豪州消費者法（ACL） ・2001年豪州証券取引委員会法（ASIC法） ・業界行動規範 －規定された義務的規範（Prescribed mandatory codes） －規定された自発的規範（Prescribed voluntary codes） ・ACL、ASIC法以外にも、1996年空港法、1989年郵便事業法、1992年無線通信法、1997年電気通信法、2007年水道法等の消費者関連法あり 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 記載すべき事項は確認できなかった（ACLは州法を含む複数の消費者関連の法律を統一するために施行されている）。	【国・連邦レベル】 ・消費者法 ・金融商品・サービス消費者保護法 ・インターネット取引法 ・上記の他、フィリピンレモン法、短絡的変更禁止法、ギフト・チェック法、電子商取引法等の消費者関連法あり 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	・消費者保護法の施行の改善およびその現代化に関する指令（現代化指令、Directive (EU) 2019/2161） ・物品売買指令（Directive (EU) 2019/771） ・パッケージ旅行とタイムシェア契約に関する指令（Directive (EU) 2015/2302、Directive 2008/122/EC） ・消費者代表訴訟指令（Directive (EU) 2020/1828） ・消費者保護のための協力に関する規則（Regulation (EU) 2017/2394） ・環境配慮の取組に関し不正な取引から消費者を保護し、より良い情報を提供することにより消費者の権限を強化する指令（Directive (EU) 2024/825）（関連する「グリーンクレーム指令（環境主張指令）」も審議中） ・デジタルサービス法パッケージ ※これらのベースとなる消費者政策の包括的な方針（新消費者アジェンダ（New Consumer Agenda）策定（2020年）及びデジタル分野の適合性チェック（Digital Fairness Fitness Check）が実施（2022年）されている。	（ASEANにはハードローに該当する、加盟国への法的拘束力を持つ法制度は存在しないため）該当なし	・消費者基本法 ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律 ・消費者契約法 ・特定商取引法 ・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法） ・食品安全基本法 他
(2) 最新の動向	<米国イノベーション・選択オンライン法案（AICOA）> ・2021年6月に下院へ提出 ・巨大IT企業の自社サービス優遇を制限する内容 ・下院・上院司法委員会が可決されたが、その後進展なし。 <オープンアプリ市場法案 2021年8月に下院へ提出> ・アップルやグーグルに第三者アプリストアの許可を義務付け ・自社決済システムの強制使用を禁止 ・上院司法委員会が可決されたが、その後進展なし。 <第119期連邦議会と新政権> ・2025年1月3日に共和党優勢の議会が発足 ・1月20日にトランプ新政権が誕生 <今後注目される超党派法案> ・EWA消費者保護法案：オンデマンドペイサービスに情報開示を義務付け ・21世紀に向けた金融イノベーション・テクノロジー法案：デジタル資産の基準策定や消費者保護を含む。 ・両法案とも超党派の支持があり、第119期議会での議論活発化が予想される。	調査期間中に確認できなかった。	【国・連邦レベル】 消費者の権利保護強化を目的とした主な法改正の実施 ・デジタルコンテンツ指令の国内法化（民法改正） ・デジタルサービス法パッケージの国内適用（ドイツ・デジタルサービス法施行） ・個人データ保護規定の強化（GDPRに基づく消費者の権利保護）（連邦データ保護法（BDSG）他の改正） ・消費者集団訴訟手続の導入（消費者権利保護法（VDuG）の施行） ・消費者契約撤回に関する規定改正（民法改正） ・金融商品における消費者リスクに関する規定の強化（EU第2次金融商品市場指令（MiFID II）） ・エネルギー契約に関する消費者保護の強化（エネルギー事業法（EnWG）） 【州・地方公共団体（市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	【国・連邦レベル】 インターネットとテクノロジー技術の発展に対する消費者保護の最新の取組事例：2024年4月、2022年製品安全及び通信インフラ法と2023年製品安全及び電気通信インフラ（関連接続可能製品のセキュリティ要件）規則が発行 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	【国・連邦レベル】 ・2023年11月9日にACL及びASIC法の改正が行われ、不正な契約条項が違法とされる。 ・ACLの最高の制裁金が増額（最高5倍）されるなど規制強化の傾向にある。 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	【国・連邦レベル】 ・過去5年以内に制定された消費者に関連する法律として、インターネット取引法、金融商品・サービス消費者保護法あり ・2025年2月5日、デジタル時代に即した消費者保護のため、消費者法の修正案「フィリピン消費者法強化案」が上院議会に提出（同年3月5日時点で審理中） ・2022年4月にもは消費者法第3編第2章が改正され、ティンパンガン・ング・バヤン・センターの設置等義務付け 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	・新消費者アジェンダ（New Consumer Agenda）の策定（2020年）及びデジタル分野の適合性チェック（Digital Fairness Fitness Check）の実施（2022年） ・環境配慮の取組に関し不正な取引から消費者を保護し、より良い情報を提供することにより消費者の権限を強化する指令（Directive (EU) 2024/825）	該当なし	・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の制定（2022年施行） ・特定商取引法・預託法の改正（2022年施行） ・景品表示法の改正（2024年施行） ・「No.1 表示に関する実態調査」報告書公開（2024年）
(3) 執行状況	・FTCの法的措置の対象 －詐欺、なりすまし、虚偽広告、プライバシー侵害などの消費者保護関連違法違反 －企業や個人に対して提訴などの法的手段を講じている。 ・情報公開の方法 －提訴事案や罰金支払いなどの処分事案に関する告知内容を一般公開 ・消費者保護関連の情報公開件数の推移 年々増加傾向にある。 ・2022年：60件 ・2023年：74件 ・2024年：93件	・主要な法的手段 －民事：CLRAとUCLによる私的訴権と集団訴訟制度 －行政：OAG、CPPA、DFPIの三機関による監督・執行 －刑事：悪質ケースに限定した地方検事による訴追 ・実効性を高める特徴 －複数法令の併用による多角的アプローチ －公的執行と私的執行の補完関係	【国・連邦レベル】 ・消費者相談センターは年間約1,000件の訴訟手続に関与（うち50％以上は裁判外で解決、約20～25％のケースで法的措置）。 ・ドイツ連邦消費者センター連盟（vzbv）では消費者法関連の判決概要をウェブサイトで公表（2024年は72件）。 【州・地方公共団体（市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	【国・連邦レベル】 ・DMCCAの執行状況は確認できないが、ASAは、広告の違反状況を公開：過去3年の傾向として、違反と判断された割合は増加の傾向、違反なしと判断された割合は減少の傾向 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	【国・連邦レベル】 ACCCの年間報告書での消費者保護及び公正取引に関するデータを見ると、過去3年間において、訴訟件数は減少しているものの制裁金は増加傾向にある。 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 記載すべき事項は確認できなかった（ACLは州法を含む複数の消費者関連の法律を統一するために施行されている）。	【国・連邦レベル】 消費者からの苦情の受理数、処理数（調停を通じて処理された数）、解決率を公開：過去3年間（2021-2023年）の傾向として、2023年は増加傾向あり 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	消費者保護協力（CPC）の規則に基づく措置、インターネット上の消費者法コンプライアンスチェックを実施し結果を報告書等で公開	該当なし	・不当景品類及び不当表示防止法 －措置命令：44件 －課徴金納付命令：12件 ・特定商取引に関する法律> －業務停止命令：32件 －業務禁止命令：31件 －指示：32件 ・消費者安全法の規定に基づく消費者への注意喚起 ・6件（2023年） 等 （令和6年版消費者白書より）
3. ソフトロー									
(1) 当局が策定したソフトロー	・欺瞞に関する政策声明書 ・ギグ・ワークに関する執行における政策声明書 ・連邦取引委員会第5条とバイオメトリック情報の取扱いに関するFTCの政策声明書	・CCPA執行事例集 ・カリフォルニア州消費者プライバシーに関するFAQ ・データセキュリティに関する推奨事項 ・OAGによる環境マーケティングに関するガイド ・OAGによるプライバシー方針の作成に関するガイダンス ・アクセシビリティ・ウェブ基準	【国・連邦レベル】 ・連邦ネットワーク庁が提供する通信業者等との紛争解決の仲介 ・企業の社会的責任報告基準 ・環境ラベル「ブルーエンジェル」 ・家電製品のエネルギー効率ラベル ・食品の原産地表示ラベル ・繊維製品のエコラベル「緑のボタン」 【州・地方公共団体（市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	・ハードローに関するCMAガイダンス ・デジタル市場競争制度ガイダンス ・2008年不正取引方法からの消費者保護規則ガイダンス ・年次計画2024～2025年版	・ACCCが発行するガイドライン －不正な契約条項：事業者及び法律家向けガイドライン －消費者保証：事業者及び法律家向けガイドライン －不正取引行為の回避：事業者及び法律家向けガイドライン －営業行為：事業者及び法律家向けガイドライン －コンプライアンス及び執行：規制当局はどのように豪州消費者法を執行するか －違反通知：ACCCによる違反通知の使用に関する指針 －競争・消費者法に関する違反に対するACCCの制裁措置の方針に関する指針 －法的に執行可能な誓約書に関するACCCのアプローチに関するガイドライン	【国・連邦レベル】 ・行政命令 －消費者団体の認定に関する改訂ガイドライン －フィリピンオンライン紛争解決システムの開発 －オンライン販売業者・消費者に適用される法律・規制を再確認するオンライン販売業者向けガイドライン －消費者向け製品及びサービス購入に関する支払いオプションのガイドライン ・DTI-Bagwis Program（消費者の権利を守りながら、責任あるビジネスを実践する小売店を評価し、金、銀、銅の賞を与える制度） ・CaReシステム（消費者がオンラインで苦情を申し立てるためのシステム） ・eReportシステム（フィリピン政府公式アプリ内の苦情を提出できる機能） 等 【地方公共団体（州・市・自治体）レベル】 調査期間中に確認できなかった。	・消費者保護協力（CPC）ネットワーク報告書（消費者の利益に影響を与える可能性のある市場動向に関する報告書、2年ごとに発表） ・欧州委員会によるインターネット上の消費者法コンプライアンスチェック「スウィープ」 ・行政が関与する各種認証制度（EUエコラベル、有機認証等）	・ASEAN消費者保護に関するハイレベル原則 ・消費者関連のASEANガイドライン －ASEAN電子商取引消費者保護ガイドライン －ASEAN消費者インバクトアセスメントガイドライン －ASEAN消費者団体ガイドライン －ASEANオンライン紛争解決ガイドライン －ASEAN不正な契約条件に関するガイドライン －ASEAN消費者保護のための裁判外紛争解決（ADR）ガイドライン ・ASEAN消費者保護法及び規制に関するハンドブック ・持続可能な消費に関するツールキット ・ASEANにおける消費者紛争解決のニーズとギャップに関する地域報告書 ・消費者保護に関するASEANピアレビュー	・各種ガイドライン（例：景品表示法関連パンフレット等） ・努力義務 ・製品安全誓約 ・注意喚起、警告 ・行政指導 ・認定マーク制度（厚生労働省「くるみん」等） 等

（比較表）海外の消費者法制度に係る種々の手法の組合せに関する調査・分析報告書

	米国		ドイツ	英国	オーストラリア	フィリピン	EU	ASEAN	日本
	連邦	カリフォルニア州							
（２）民間が策定したソフトウェア	・全米消費者連盟（NCL）による独自の消費者保護施策や指針 ・広告業界が設立した非営利団体BBB National Programsによる自主規制、広告事業活動の監視と執行 ・自主規制団体：全米広告監視機構（NAD）による監視と評価、及び全米広告審議会（NARB）による企業（広告主）からの苦情申請対応と審査 ・直販自主規制委員会（DSSRC）によるオンライン販売を対象とする自主規制や取締り ・直販協会（DSA）が規定した倫理規範	・BBB Business Partner Code of Conduct ・カリフォルニア州新車ディーラー協会の経営ガイド ・TrustArc CCPA Certification Program	・民間団体による自主的な品質認証制度 →RAL品質マーク →Fairtrade認証 ・オンラインプラットフォームにおける評価システム →Trusted Shops →TÜV SÜD Zertifikat（S@fer Shopping） →EHI 認定 Online-Shop ・事業者団体のガイドライン（国内各商工会議所>オンライン取引時に消費者へ提供すべき内容についての情報提供等） ・消費者団体の活動（連邦消費者センター連盟（vzbv）による食品栄養情報表示制度導入推進） ※当局（BMUV）ヒアリングにおいて各種民間認定の「乱立」（特に持続可能性等に関する認定）に関する継続的議論実施との指摘あり	・BS ISO 22458 ・英国広告基準局（ASA）の広告基準 →放送広告基準（BCAP Code） →非放送広告及びダイレクト・プロモーションマーケティングに関する基準（CAP Code） ・主要セクターごとの行動指針	・業界行動規範（規定されていない自発的行動規範（Non-prescribed voluntary codes）） ・Choice（消費者団体）によるウェブサイト上での関連情報の提供 ・豪州食品及び食料品委員会（業界団体）によるウェブサイト上での関連情報の提供やトレーニングの実施	該当する事例は確認できなかった。	民間事業者の自主規制、民間が関与する認証制度等（ファッション、天然水産物等の認証制度、業界団体によるターゲティング広告透明性ガイドライン）	調査期間中に確認できなかった。	・事業者の自主的取組 ・事業者団体の自主的取組及び自主規制 ・事業者団体策定の業界基準 ・事業者団体による優良事例の表彰・周知
（３）ハードローとソフトウェアを組み合わせた仕組み	・基本アプローチ：法規制（ハードロー）と業界自主規制（ソフトウェア）の組み合わせ <ハードロー執行の主な制約> ・憲法上の制約：商業目的メッセージと言論の自由の複雑な関係 ・法規制上の制約：条項の詳細さ不足と規制策定プロセスの長期化 ・政治的制約：議会による介入の可能性（子どもへの広告規制の例） ・行政資源の制約：FTCの予算・人員不足 <ソフトウェアの役割> 上記制約を受けない柔軟な補完機能	・監視、執行強化のためのコラボレーションモデル：プライバシー分野での二重構造、環境クレームに関する規制やガイダンスの連携 ・業界自主規制とのコンプライアンス連携：自動車販売におけるハードローとソフトウェアの相互補完、データセキュリティの多層防御アプローチ ・事例の公表による透明性アプローチ：OAGによるCCPA執行事例の公表 ・認証プログラムによる市場インセンティブの創出 ・州とステークホルダーの対話、協力体制：CPPAの公聴会とパブリックフォーラム、金融消費者保護協力体制	・事業者による契約締結前の情報提供義務（民法＋認証ラベル） ・消費者の契約撤回権（民法＋消費者センター・連邦司法省のガイドライン（契約撤回手続フォーマット提供等）） ・不正な営業行為・誤認惹起広告の規制（不正競争防止法＋業界団体の広告倫理規定） ・オンライン取引（ドイツデジタルサービス法＋事業者団体ガイドライン） ・データ保護（GDPR＋事業者団体ガイドライン）	・2008年不正取引方法からの消費者保護規則と2008年不正取引方法からの消費者保護規則ガイダンス ・DMCCAとDMCCA関連ガイダンス ・金融オンブズマンサービス ・ADR及びADR関連機関 ・認定指針制度（ACS） ・ASAの広告基準 ・ガス安全のスキーム ・英国旅行業協会（ABTA）等	・ACLとACCCガイドライン ・ASIC法とASICガイドライン	・消費法と行政命令（ガイドライン） ・消費者関連法と施行規則 ・金融商品・サービス消費者保護法とフィリピン開発計画2023-2028 ・金融商品・サービス消費者保護法とフィリピン中央銀行による規則 ・訴訟と苦情申立 ・消費者保護関連法と自主規制 ・ASEANオンラインビジネス行動規範とオンライン販売業者・消費者に適用される法律・規制を再確認するオンライン販売業者向けガイドライン ・ASEAN戦略行動計画2025とフィリピンオンライン紛争解決システム（PODRS）の開発 ・ASEANオンライン紛争解決ガイドラインとDTI拡張紛争解決システム	欧州議会報告書ではハードロー・ソフトウェアを組み合わせた共同規制（Co-regulation）について「立法者が定義した目的を、認知された事業者が実施することで達成すること」とし、これが機能する条件として、提案が立法者に委ねられること、達成目的は立法者が定めること、事業者に委任する措置実施等の程度は事業者の業績に基づき立法者が決定すること等が挙げられている。	該当なし	・法規制＋事業者の自主的取組（例：日本版「製品安全誓約」） ・法規制＋事業者団体の自主規制
4. ❷ データホルダー等との連携❸									
（１）ステークホルダーとの連携	・NAD：規制当局（主にFTC）の協働による不正広告取締り体制 ・DSSRC：他のNPO団体からの情報提供に基づく審査、他団体との連携による監視網の拡大、規制当局（FTC及びOAG）への照会体制	・OAGとCPPAが連携の中核組織 ・公的規制主体としての統一的な指針提供 ・パブリックコメント募集と公聴会開催による幅広い意見収集 ・企業、消費者団体、専門家など多様な関係者の声を政策に反映 ・強固な州法に基づく公的規制と多様なステークホルダー参加の組み合わせ ・官民協働による実効性の高いプライバシー保護体制の構築	・電子商取引分野における官民協力（デジタルサービス法＋業界団体の自主規制） ・データ保護分野における協働（法遵守支援のための中小事業者向けガイド等） ・食品栄養情報表示制度の導入における協働（栄養情報表示制度に関する情報提供・周知で導入推進）	・CMAIによる体制整備（新チーム設立、会合開催、連携計画作成など） ・ステークホルダーからの法規制に関する意見公募 ・消費者保護パートナーシップ（CPP） ・OfcomとASA等の覚書 ・消費者保護問題に関するCMAとASAの覚書	・オンブズマン制度 ・ACCCによる消費者保護団体や業界団体などに対する法政策に関する意見公募（public consultations）	【国内におけるステークホルダーとの連携】 ・生活必需品・主要商品の製造・小売業者の非公式対話 ・デジタル商取引協会との覚書 ・電子商取引推進評議会の設立 ・リサール商業銀行との覚書（地域：ルソン島） ・リサール商業銀行等との覚書（地域：全国） ・非政府組織Laban Konsumerによる政府・政策への提言、消費者への情報提供、政策・新法・既存の消費法改正の策定への参加 【国際的なステークホルダーとの連携】 DTIは、Consumers Internationalに会員として登録している。	・消費者政策諮問グループの活動（新消費者アジェンダに基づき欧州委員会が設置、ステークホルダー参加により優先課題等について年2回協議） ・消費者保護協力（CPC）当局と消費者団体の連携（共同ワークショップ開催、各種情報提供サイトの運営）	調査期間中に確認できなかった。	・法律に基づく官民協議会（例：取引デジタルプラットフォーム官民協議会） ・行政主導組織（行政機関、事業者団体、消費者団体で構成。例：消費者志向経営推進組織の活動） ・民間主導の関係者会合（行政機関はオブザーバー参加。例：偽情報流通対策に関するフォーラム）
（２）国・連邦及び地方公共団体間の当局間士の連携、関係省庁との連携 ※EU、ASEANは、「（２）域内の国の当局等との連携」	（カリフォルニア州に記載）	・CPPAと連邦通信委員会（FCC）プライバシーとデータ保護タスクフォースとの連携（2024年10月了解覚書締結） ・OAGとFTCの協力体制（2022年のFrontier Communications社に対する訴訟の例） ・OAGはオンラインの消費者苦情ポータルを通じて消費者からの苦情を受け付け、その内容に応じて適切な機関に振り分けている。	・アウトリーチ活動に関する省間連携（BMUV＋連邦住宅都市開発建築省（BMWSB）、経済的助成実施） ・消費者教育強化における連邦・州の連携（連邦・各州の消費者担当大臣会議における情報共有プラットフォームの構築） ・環境ラベル制度の運営における連邦省庁等の連携（BMUVや連邦環境庁等による環境ラベル「ブルーエンジェル」運営）	消費者保護パートナーシップ（CPP）	・豪州消費法に関する覚書（締結機関：ACCC、ASIC、豪州の州・準州の規制機関、ニュージーランド政府機関） ・消費者上級責任者ネットワーク（CSON） ・デジタルプラットフォーム規制者フォーラム（DP-REG） ・「No Wrong Door」アプローチでの連携	DTIは、消費者保護を実行する役割を担う政府機関のネットワーク「ConsumerNet」の再活性化に向けた取組	・欧州委員会による各加盟国CPC当局の執行業務調整（EUレベルで整合化された規則等の執行についての調整） ・欧州消費者センターネットワークの活動（情報提供、越境消費者紛争対応等） ・CPCネットワークの活動（行政機関、消費者団体による違法行為への注意喚起等）	ACCP： ・ASEAN加盟国の代表によって構成され、各加盟国及び域内での消費者保護強化に向けた取組を展開 ・加盟国に向けたガイドライン等の策定 ・ASEAN消費者保護会議の開催 ・今後の目標として、ASEAN全域にわたるODRネットワークの設立	・他省庁との連携（例：食品ロス削減） ・地方公共団体と消費者庁の連携（相談体制強化支援等）
（３）ほかの国・地域・国際機関との連携	調査期間中に確認できなかった。	調査期間中に確認できなかった。	EU規則やEU指令の国内法化により、国内法（連邦法）とEU法の双方で消費者の権利保護の枠組みを構築	・消費者保護パートナーシップ（CPP） ・EU離脱に伴うEU法との関係 ・EU指令と英国のADR制度の関係	ニュージーランドや諸外国の規制当局との協力体制あり	・国連貿易開発会議（UNCTAD）への加盟 ・世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、インド太平洋経済枠組み（IPEF）などの多国間、地域、二国間レベルでの貿易政策の策定、貿易協議、貿易交渉等への参加 ・国連等との共催による持続可能な消費に関するフォーラムの開催	調査期間中に確認できなかった。	・ドイツ政府やオーストラリア政府の支援のもと策定された消費者保護に関するASEANガイドライン、ハンドブック、ツールキット、報告書等 ・ドイツ連邦経済協力開発省支援による「ASEAN消費者保護プロジェクト」 ・ASEAN-UK経済統合プログラム	・国際機関会合への参加（OECD、ICPEN等） ・越境消費者問題（詐欺等）を通じた情報共有